

# 令和6年能登半島地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和6年6月30日まで延長されます。

|            |                          |            |
|------------|--------------------------|------------|
| 氏名         | 日本花子                     | 昭和××年●月●日生 |
| 住所         | ■■県○○市△△町□□              |            |
| 交付         | 平成●●年△月□日 12345          |            |
| 有効期限       | 2024年(令和6年)1月1日まで有効      |            |
| 免許の<br>条件等 | 優良                       |            |
| 番号         | 第 123456789000 号         |            |
| 二小原        | 平成05年07月01日              |            |
| 他          | 平成07年08月10日              |            |
| 二種         | 平成14年09月20日              |            |
| 種類         | 大型 中型 準中型 大特 大自 普通 原付 小特 |            |
|            | 〇〇〇〇 公安委員会               |            |

有効期間の末日(左の場合、令和6年1月1日)が、

**令和6年1月1日(注)から令和6年6月29日までの方は、令和6年6月30日まで運転することができます。**  
(令和6年6月30日までに更新手続きをしてください。)

(注) 道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます

**対象となる方** 以下の市町村に住所がある方が対象となります。

**新潟県**・・・新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

**富山県**・・・富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町

**石川県**・・・金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

**福井県**・・・福井市、あわら市、坂井市

- ※ 対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和6年1月15日時点のものです。
- ※ 令和6年6月30日の直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。
- ※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。
- ※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、運転免許センター(029-293-8811)にお問い合わせください。